

調査の概要及び利用上の注意

1 調査の概要

(1) 調査の目的

商業統計調査は、国の指定統計（指定統計第 23 号）として、全国の卸売業及び小売業の事業所を調査し、商業の実態を明らかにすることを目的としている。

(2) 根拠法規

統計法（昭和 22 年法律第 18 号）及びこれに基づく商業統計調査規則（昭和 27 年通商産業省令第 60 号）。

(3) 調査の期日

平成 19 年 6 月 1 日現在

なお、商業統計調査は、平成 9 年以降の調査から 5 年ごとに実施し、その中間年（調査の 2 年後）に簡易な調査を実施している。

これまでの調査年次、調査期日及び種別は次のとおり。

調査年次	調査期日	種別	調査年次	調査期日	種別	調査年次	調査期日	種別
昭和27年	9月1日	①	昭和45年	6月1日	①	平成元年	10月1日	③
昭和29年	9月1日	①	昭和47年	5月1日	①	平成3年	7月1日	②
昭和31年	7月1日	①	昭和49年	5月1日	①	平成4年	10月1日	③
昭和33年	7月1日	①	昭和51年	5月1日	①	平成6年	7月1日	②
昭和35年	6月1日	①	昭和54年	6月1日	①	平成9年	6月1日	②
昭和37年	7月1日	①	昭和57年	6月1日	①	平成11年	7月1日	②
昭和39年	7月1日	①	昭和60年	5月1日	②	平成14年	6月1日	②
昭和41年	7月1日	①	昭和61年	10月1日	③	平成16年	6月1日	②
昭和43年	7月1日	①	昭和63年	6月1日	②	平成19年	6月1日	②

注) ①：卸売・小売業，飲食店 ②：卸売・小売業（平成 11, 16 年は簡易調査） ③：一般飲食店

(4) 調査の範囲

日本標準産業分類に掲げる「大分類」一卸売・小売業」に属する事業所を対象とする。

調査は、公営、民営の事業所を対象としている。例えば、商業以外の会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所も調査の対象とする。

また、料金を支払って出入りする有料施設（公園、遊園地、テーマパーク、駅改札内※、有料道路内※）の中にある別経営の事業所についても調査の対象とする。ただし、前述以外の有料施設内（劇場内、運動競技場内など）の事業所は、原則、調査の対象としない。

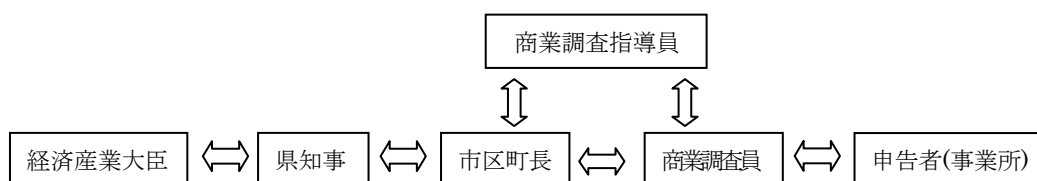
なお、調査期日に休業もしくは清算中、季節営業であっても専従者がいる事業所は対象とする。

※については、平成 19 年調査より調査を開始した。

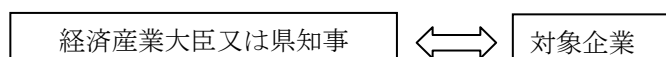
(5) 調査の方法及び経路

商業統計調査の調査経路は以下のとおり。なお、調査方法は以下の①、②による。

- ① 申告者（事業所）が自ら調査票に記入する方法（自計方式）による調査員調査方式



- ② 商業事業所の本社・本店等が傘下の事業所の調査票を一括して作成し、経済産業省又は県へ直接提出する本社等一括調査方式



(6) 調査事項

巻末の調査票（見本）による。

2 主な用語の説明

(1) 事業所（商業事業所）

原則として一定の場所（一区画）を占めて有体的商品を購入して販売する事業所であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

(2) 従業者及び就業者

調査日現在で、その事業所の業務に従事している者で、従業者とは「個人業主」、「無給の家族従業者」、法人及び団体の「有給役員」、「常用雇用者」（「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」）の計をいう。就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの派遣従業者」を合わせ、「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」（平成 16 年から調査）を除いたものをいう。

(3) 年間商品販売額

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの 1 年間の実績で消費税額を含む。

(4) その他の収入額

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの 1 年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商業活動以外の事業による収入額を合計したもので、消費税額を含む。

(5) 商品手持額

平成 19 年 3 月末現在、販売目的で保有しているすべての手持商品額（仕入時の原価による）。

(6) 商品販売形態（小売業のみ）

- ① 店頭販売 … 店頭で商品を販売した場合をいう。なお、定期的な家庭を訪問又は注文を受けて配達販売するご用聞き及び一定地区を巡回するような移動販売も含む。

- ② 訪問販売 … 訪問販売員等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいう。
- ③ 通信・カタログ販売 … カタログ、テレビ、ラジオ、インターネット等の媒体を用いてPRを行い、消費者から郵便、電話、FAX、インターネット、銀行振込などの通信手段による購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいう。
- ④ 自動販売機による販売 … 商業事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいう。
- ⑤ その他 … 生活協同組合の「共同購入方式」、新聞・牛乳などの月極販売、仕出し屋、ピザの宅配及び上記以外の販売形態で商品を販売した場合をいう。

(7) セルフサービス店（小売業のみ）

セルフサービス方式を採用し、この方式による販売を売場面積の50%以上行っている事業所をいう。

セルフサービス方式とは、次の3つの条件を兼ね備えている場合をいう。

- ① 客が値札等により各商品の値段がわかるような表示方式をとっていること。
- ② 店に備え付けられている買物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること。
- ③ 売場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること。

(8) 売場面積（小売業のみ）

事業所が商品を販売するために実際に使用する売場の延床面積をいう。ただし、牛乳小売業、自動車小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド及び新聞小売業並びに訪問販売、通信・カタログ販売等で売場面積のない事業所は調査を行っていない。

(9) 営業時間（小売業のみ）

牛乳小売業、新聞小売業に属する事業所の営業時間は調査していない。

(10) 来客用駐車場（小売業のみ）

平成19年6月1日現在で、来客の自動車を一時的に保管できる場所をいう。

なお、ガソリンスタンドについては調査を行っていない。

(11) 一般的な産業分類の格付け

数種類の商品を販売している事業所の産業分類は、原則として次の方法によって決定する。まず、年間商品販売額のうち、卸売、小売のそれぞれの販売額を比較して、いずれが多いかによって卸売業か小売業かを定める。

次に、卸売業に格付された場合は卸売販売額、小売業に格付された場合は小売販売額の商品分類番号の上位2桁で最も多いものによって中分類業種を決め、その中分類に属する商品のうち、商品分類番号の上位3桁で最も多いものによって小分類業種を決める。

さらに、その小分類に属する商品のうち、商品分類番号の上位4桁で最も多いものによって細分類業種を決める。

(12) 例外的な産業分類の格付け

- ① 各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）

卸売業の小分類番号（501）から（549）までの小分類を生産財（501，522，523，524），資本財（521，531，532，533，539），消費財（502，511，512，541，542，549）の3財に分け，3財にわたる商品を販売し，各財の販売額がいずれも卸売販売額の10%以上で，従業者が100人以上の事業所。

② その他の各種商品卸売業

前述の生産財，資本財，消費財の3財に分け，3財にわたる商品を販売し，各財の販売額がいずれも卸売販売額の50%未満で，従業者が100人未満の事業所。

③ 百貨店，総合スーパー

衣（中分類56），食（同57），住（同58，59，60）にわたる商品を小売し，そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満で，従業者が50人以上の事業所。

④ その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）

前述の衣，食，住にわたる商品を小売し，そのいずれも小売販売額の50%未満で，従業者が50人未満の事業所。

⑤ 各種食料品小売業

中分類「57 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち，小分類572から579までのうち，3つ以上の小分類に該当する商品を小売し，そのいずれも飲食料品小売販売額の50%に満たない事業所。

⑥ コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）

中分類「57 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち，セルフサービス方式を採用し，売場面積が30㎡以上250㎡未満で，営業時間が14時間以上の事業所。

⑦ たばこ・喫煙具専門小売業

小売販売額に占めるたばこ・喫煙具の販売額が90%以上の事業所。

⑧ 代理商，仲立業

年間商品販売額とその他の収入額の仲立手数料を比較し，仲立手数料が多い事業所。

(13) 広域行政圏

広域行政圏計画策定要綱（平成12年3月31日自治振第53号）に基づき広島県知事が設定（平成12年11月8日）した地域であり，区分は次のとおり。

圏	域名	市町名
大都市 周辺地域	広島	広島市，府中町，海田町，熊野町，坂町
広域 市 町 村 圏	広島西	大竹市，廿日市市
	呉	呉市，江田島市
	芸北	安芸高田市，安芸太田町，北広島町
	広島中央	竹原市，東広島市，大崎上島町
	尾三	三原市，尾道市，世羅町
	福山・府中	福山市，府中市，神石高原町
	備北	三次市，庄原市

3 集計と編集

平成 19 年商業統計調査結果の編集は次のとおり。

種 類	名 称	主 な 内 容
確 報 (本報告書)	平成 19 年商業統計調査結果報告	産業分類別の従業者規模別等の階級別統計表 市区町別の産業分類別統計表 商品分類別の市区別統計表
二次加工 (平成 20 年 3 月 公表予定)	平成 19 年広島県の業態別小売業	小売事業所の市区町別・業態別統計表
	平成 19 年広島県の商店街	小売事業所の市区町別・立地環境特性格別統計表 商業集積地区別統計表

4 記号及び注記

(1) この報告書の数値は、本県で独自に集計したものであり、経済産業省から公表される「商業統計表」の数値と相違する場合がある。

(2) 集計に用いた市区町区域は、調査日現在（平成 19 年 6 月 1 日）による。

なお、「調査結果の概要」において、前回（平成 16 年）数値については、調査日現在の市区町に置き換えて増減率等の算出を行っている。

(3) 統計表中の X は、その数字に該当する事業所数が 1 又は 2 の場合、その秘密を保護するために、数字を秘匿したことを示す。

なお、秘匿数字が推計できる場合には、事業所数が 3 以上でも X で秘匿した。

(4) 構成比及び年間商品販売額については、単位未満を四捨五入したため、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

(5) 記号の用法は、次のとおりとした。

「-」：実績数値のないもの 「0」, 「0.0」：四捨五入による単位未満のもの

「X」：数字を秘匿したもの 「▲」：マイナス

(6) この報告書の内容についての問い合わせ先

広島県企画振興局政策企画部統計課商工統計グループ

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

T E L (082)513-2542 (ダイヤル)

本書の内容については、県の統計ホームページ「広島の統計」にも掲載しています。

ホームページアドレス <http://db1.pref.hiroshima.lg.jp>